

令和5（2023）年度版

郡山市の環境

令和4（2022）年度 年次報告書

- 郡山市第四次環境基本計画
- 郡山市気候変動対策総合戦略



まちのシンボル

花・木・鳥



★市の花（ハナカツミ）

芭蕉の「奥の細道」の昔から伝統的な花として親しまれてきた清楚な趣きをそなえた心にうるおいのあるまちづくりにふさわしい花です。

★市の木（ヤマザクラ）

樹齢が長く、雄々しく、強い樹木で緑化促進木として緑あふれるまちづくりにふさわしい木です。



★市の鳥（カッコウ）

鳴き声そのまま鳥名になったカッコウ。野鳥の生息地に多く渡来し、自然保護の象徴ともいえる、緑のまちづくりにふさわしい鳥です。

市章



郡山市の市章は、「山」の字の小篆（しょうてん）「𠄎」を図案化したものです。藩政時代から郡山代官支配下の「郡山」の標識として、長い間使用されてきたものです。

本書(郡山市の環境)について

令和4(2022)年3月に策定した「郡山市第四次環境基本計画」は、本市の総合計画である「郡山市まちづくり基本指針」の将来都市構想の実現に向け、環境面から推進するものです。「郡山市まちづくり基本指針」における基本施策の大綱の一つに『暮らしやすいまちの未来』を掲げており、この大綱を実現するための環境分野の将来構想を『環境にやさしく自然豊かな、住んでいてよかったなと思えるまち』としています。

本書は、この大綱及び環境分野の将来構想を踏まえ、「郡山市環境基本条例」第7条の規定に基づく年次報告書として、本市における令和4(2022)年度の環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等についてまとめたものです。

将来の環境都市像

**環境にやさしく自然豊かな、
住んでいてよかったなと思えるまち**

目次

本書(郡山市の環境)について

第1章 郡山市第四次環境基本計画の概要 1

- 1 計画の期間 1
- 2 各主体の役割 1
- 3 施策の体系 3

第2章 施策の展開 5

取り組みの柱1 気候変動に対応するレジリエントなまちづくり 5

- 1-1 地球温暖化対策の推進 5
 - 1-1-1 省エネルギーの推進 7
 - 1-1-2 再生可能エネルギーの普及拡大と水素社会の実現 8
 - 1-1-3 温室効果ガス吸収源対策 10
- 1-2 気候変動適応策の推進 10
 - 1-2-1 気候変動への適応に関する普及啓発 10
 - 1-2-2 想定される影響に対する施策の推進 10

取り組みの柱2 資源が循環する持続可能なまちづくり 14

- 2-1 資源の循環的利用 14
 - 2-1-1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 15
 - 2-1-2 食品ロス削減の推進 16
- 2-2 廃棄物の適正処理 17
 - 2-2-1 廃棄物の減量化・資源化の推進 17
 - 2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進 18
 - 2-2-3 災害廃棄物処理体制の構築 18

取り組みの柱3 多様な生物が生息し自然と共生するまちづくり 20

- 3-1 生物多様性の保全 20
 - 3-1-1 生息・生育環境の保全 20
 - 3-1-2 特定外来生物対策の推進 20
 - 3-1-3 有害鳥獣対策の推進 20
- 3-2 自然環境の保全と活用 21
 - 3-2-1 森林や農地の保全と活用 21
 - 3-2-2 公園・緑地等の整備 22
 - 3-2-3 グリーンインフラやEco-DRRの推進 23

取り組みの柱4 きれいな水や空気が守られ 安全・安心に暮らせるまちづくり 26

4-1 大気環境等の保全と改善	26
4-1-1 有害化学物質の発生抑制	26
4-1-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制	28
4-1-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導	29
4-2 水環境等の保全と改善	30
4-2-1 水資源の保全の推進	30
4-2-2 地下水、湧水の保全	33
4-2-3 工場・事業場などからの排出対策	35

取り組みの柱5 環境を思いやる人がたくさんいるまちづくり 37

5-1 環境教育・環境学習の推進	37
5-1-1 環境教育の充実と普及	37
5-1-2 環境学習の場の提供	38
5-2 環境保全活動への支援	38
5-2-1 環境情報の発信	38
5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり	39
5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成	39

原子力災害からの環境回復 43

1 郡山市の除染に関する取り組み	43
2 郡山市の放射線に関する取り組み	44

第3章 環境施策等に対する意見 45

資料編	47
-----------	----

第1章 郡山市第四次環境基本計画の概要

1 計画の期間

本計画期間は「郡山市まちづくり基本指針」と整合性を図るとともに、社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、計画期間を2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までの4年間としています。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
環境基本計画	← 第三次 →				← 第四次 →			
郡山市まちづくり基本指針	← 公共計画（8年） →							

2 各主体の役割

本計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、市（行政）といった各主体が、それぞれの立場において環境の保全に対する責務を認識し、相互の連携によって環境への負荷を低減するための取り組みを進める必要があります。

（1）市民の役割

■環境との関わりに対する理解促進

環境問題に対応していくためには、市民一人ひとりが環境問題について関心を持ち、自らの日常生活と環境との関わりについて理解を深めることが求められています。

■環境にやさしいライフスタイルへの転換

環境問題に関心を持つことで、環境に対する意識を見直し、日常生活において環境への負荷が少ないライフスタイルへの転換が求められています。

■環境保全活動への積極的な参加

市が実施する環境施策への協力をはじめ、家庭や学校、職場、地域等における環境保全活動へ自主的・積極的に参加するなど、環境に配慮した取り組みが期待されます。

（2）事業者の役割

■環境関連法令の遵守

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守し、自然環境の保全のために必要な措置を講じます。

■事業活動に伴う環境負荷の低減

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境に配慮した技術開発やサービスの提供、原材料の調達から生産・流通・販売・廃棄まで製品のライフサイクル全体で環境負荷の低減を図るなど、持続可能な事業活動に取り組む必要があります。

■環境保全活動への積極的な参加、支援

市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域社会の一員として、地域における環境保全活動への積極的な参加や支援、または自ら環境保全活動を行うなど、市や市民との協働した積極的な取り組みが期待されます。

(3) 市(行政)の役割

■地域の特性を活かした施策の推進

地域の特性を活かした環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

■環境保全活動への支援

市民や事業者が環境への理解を深め、環境保全活動に取り組むために、市(行政)は環境に関する積極的な情報発信や啓発活動、環境保全活動への支援を行います。

■率先的な環境保全対策の実施

市(行政)自らも事業者・消費者であることを認識し、行政活動に伴う環境負荷の低減に率先して取り組みます。

■「地域循環共生圏」を踏まえた国、県、近隣市町村、関係団体等との連携

各地域が持つ資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあうことにより、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、国、県、こおりやま広域連携中枢都市圏をはじめとする近隣市町村や関係団体等と連携・協力し、地域資源を活かした環境施策の推進、課題解決に取り組みます。

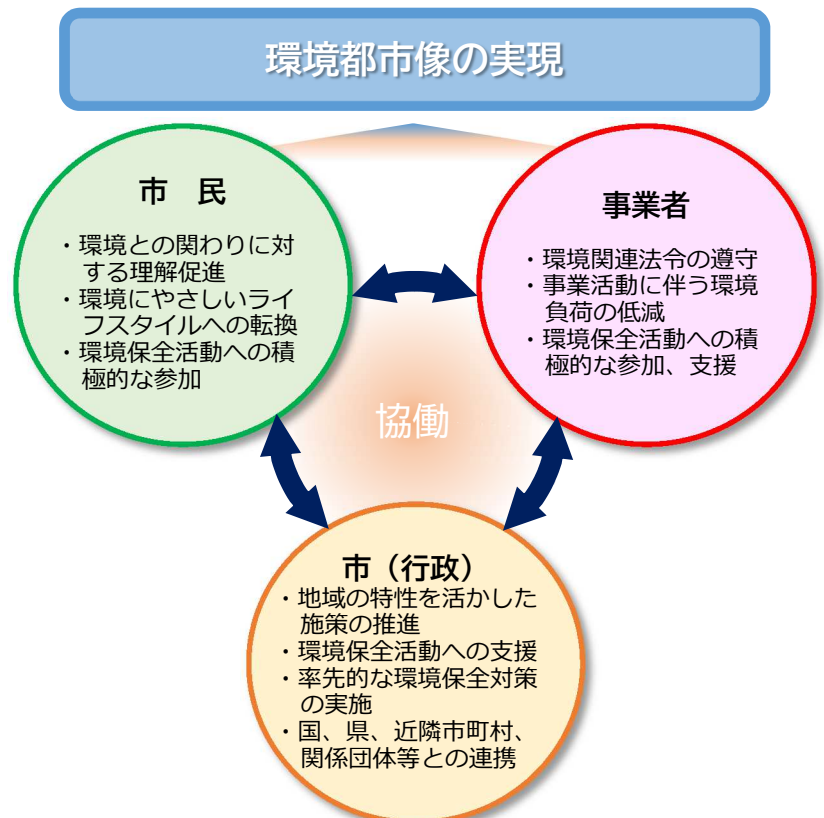


図1 各主体の役割

3 施策の体系

将来の
環境都市像

環境にやさしく自然豊かな、住んでいてよかったなと思えるまち

取り組みの柱

取り組みの
柱1

気候変動に対応する
レジリエントなまちづくり
【脱炭素社会の実現】

取り組みの
柱2

資源が循環する
持続可能なまちづくり
【循環型社会の構築】

取り組みの
柱3

多様な生物が生息し
自然と共生するまちづくり
【自然環境の保全と共生】

取り組みの
柱4

きれいな水や空気が守られ
安全・安心に暮らせるまちづくり
【生活環境の保全と改善】

取り組みの
柱5

環境を思いやる人が
たくさんいるまちづくり
【環境意識の啓発】

原子力災害からの環境回復

原子力災害に対する
これまでの取組み

取り組みの項目

1-1 地球温暖化対策の推進

- 1-1-1 省エネルギーの推進
- 1-1-2 再生可能エネルギーの普及拡大と水素社会の実現
- 1-1-3 温室効果ガス吸収源対策

重点項目

1-2 気候変動適応策の推進

- 1-2-1 気候変動への適応に関する普及啓発
- 1-2-2 想定される影響に対する施策の推進

2-1 資源の循環的利用

- 2-1-1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- 2-1-2 食品ロス削減の推進
- 2-1-3 プラスチックごみ対策の推進

重点項目

2-2 廃棄物の適正処理

- 2-2-1 廃棄物の減量化・資源化の推進
- 2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進
- 2-2-3 災害廃棄物処理体制の構築

3-1 生物多様性の保全

- 3-1-1 生息・生育環境の保全
- 3-1-2 特定外来生物対策の推進
- 3-1-3 有害鳥獣対策の推進

3-2 自然環境の保全と活用

- 3-2-1 森林や農地の保全と活用
- 3-2-2 公園・緑地等の整備
- 3-2-3 グリーンインフラや Eco-DRR の推進

4-1 大気環境等の保全と改善

- 4-1-1 有害化学物質の発生抑制
- 4-1-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制
- 4-1-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導

4-2 水環境等の保全と改善

- 4-2-1 水資源の保全の推進
- 4-2-2 地下水、湧水の保全
- 4-2-3 工場・事業場などからの排出対策

5-1 環境教育・環境学習の推進

- 5-1-1 環境教育の充実と普及
- 5-1-2 環境学習の場の提供

5-2 環境保全活動への支援

- 5-2-1 環境情報の発信
- 5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり
- 5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成

分野別施策の展開

- ・ 除染の実施結果
- ・ 市内各所からの除去土壌等の搬出結果
- ・ 空間放射線量の推移に関する情報発信
- ・ ホールボディカウンターによる内部被ばく検査
- ・ 個人積算線量の測定
- ・ 小中学校、保育所等の給食検査
- ・ 自家消費野菜等の放射能検査

第2章 施策の展開

取り組みの
柱1

気候変動に対応するレジリエントなまちづくり 【脱炭素社会の実現】

重点
項目

1-1 地球温暖化対策の推進

「郡山市気候変動対策総合戦略」により、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを計画的に推進しました。

温室効果ガス排出量の削減目標

目標年度		基準年度	削減目標
中期目標	2030年度	2013年度 (3,169千t-CO ₂)	50% (1,585千t-CO ₂)
長期目標	2050年度		100% ※実質ゼロ

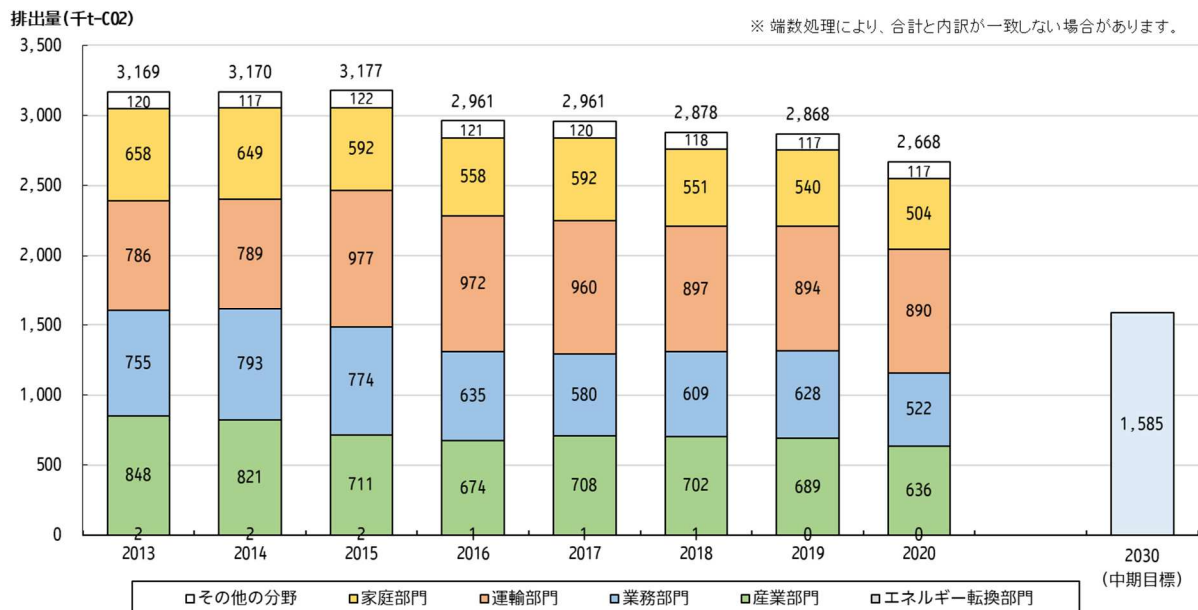
令和2(2020)年度の実績

【郡山市における温室効果ガス排出量（令和2（2020）年度）】

単位：千t-CO₂

項目	平成25年度 (2013) <基準年度>	令和12年度中期目標 (2030) <2013年度比>	令和2年度実績 (2020) <2013年度比>
温室効果ガス総量	3,169	1,585 (-50.0%)	2,668 (-15.8%)

<基準年度（2013年度）以降の温室効果ガス排出量実績>



＜参考：温室効果ガス部門別排出量実績＞

単位：千 t-CO₂

温室効果ガス部門別排出量	平成 25 年度 (2013)	令和 2 年度実績 (2020)	平成 25 (2013) 年度比
産業部門	848	636	-25.0%
民生家庭部門	658	504	-23.6%
民生業務部門	755	522	-30.9%
運輸部門	786	890	+13.1%
その他（エネルギー転換部門、 廃棄物、メタンなど）	122	117	-4.1%

温室効果ガスの排出量は、部門毎の排出量として表されることが多く、本市では主に産業部門（第一次産業及び第二次産業の活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーに関するもの）、民生家庭部門（家庭内で消費したエネルギーに関するもの）、民生業務部門（事務所・ビル、店舗等の第三次産業で消費したエネルギーに関するもの）、運輸部門（人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーに関するもの）、その他（廃棄物起源二酸化炭素、メタン等）として分類しています。

分析と対策

- ◆ 2020 年度温室効果ガス排出量は、基準年度（2013 年度）比で約 15.8%減少、昨年度比で約 7.0%減少。

- ◆ 排出量減少の要因

家庭部門、業務部門、産業部門において、電力消費量の減少に伴い排出量が減少。

＜各部門の電力消費に伴う温室効果ガス排出量（2020 年度）＞

民生家庭部門：346 千 t- CO₂（2013 年度比 -134 千 t- CO₂ 約 26.9%減）

民生業務部門：375 千 t- CO₂（2013 年度比 -132 千 t- CO₂ 約 26.0%減）

産業部門：290 千 t- CO₂（2013 年度比 -156 千 t- CO₂ 約 35.0%減）

- ◆ 現状と今後の対策

郡山市における温室効果ガス排出量は、基準年度から年々減少しており、特に民生家庭部門、民生業務部門、産業部門においては電力消費量が減少していることから、省エネの啓発効果が表れていると推測されます。

しかし、運輸部門においては、乗用車の保有台数増に伴い、排出量が基準年度比で約 13.1%増加となっていることから、次世代自動車の導入促進やモビリティ・マネジメントの推進等を積極的に取り組んでまいります。

＜郡山市の人口と乗用車保有台数＞

2013 年度 人口 328,267 人 車両 194,456 台

2020 年度 人口 321,739 人 車両 210,570 台 ※一人当たりの保有台数が増加

1-1-1 省エネルギーの推進

(1) 省エネルギー性能の高い建築物や設備・機器等の導入促進

公共施設に高効率機器などの設備を導入し、省エネルギー対策を推進しました。

- ・ 新設工事を実施した4施設及び改修工事を実施した17施設に、LED照明を導入
- ・ トイレ洋式化工事を実施した施設に節水型トイレを採用

(2) 利用しやすい公共交通網の整備

- ① 持続的で円滑に移動できる交通ネットワークの実現、さらにはバリアフリー化により一層の推進を図るため、令和5年3月に「郡山市総合交通計画マスタープラン」を策定しました。
- ② 過度な自動車利用に依存することなく、公共交通等による移動がしやすいまちづくりを進めるべく、「モビリティ・マネジメントの推進」や「公共交通の維持・確保」、「利用者のサービス向上」等の取り組み推進を図りました。
- ③ 路線バスの運行が廃止した地域において、路線バスに代わる地域の足として、令和元年6月から乗合タクシーを導入しており、令和4年4月には「片平地区」及び「中田地区」の運行を開始し、公共交通網の整備を図りました。

(3) 次世代自動車の普及と自動車の適正利用の推進

- ① 公用車への次世代自動車の導入を推進するため、「郡山市環境物品等の調達方針」にて、乗用車の調達基準を次世代自動車のいずれかにすることとしました。
- ② 公用車購入の際、環境性能に優れた自動車（ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車等）の導入を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図りました。
 - ・ ハイブリッド車3台（うち軽自動車1台、小型貨物車2台）
 - ・ クリーンディーゼル車1台（バス）
 - ・ 電気自動車1台（軽自動車）
- ③ 次世代自動車を導入する市民、事業者に対して補助金を交付しました。

【令和4（2022）年度 次世代自動車導入補助実績】

対象設備	補助金額	補助件数	補助金額計
燃料電池自動車（FCEV）	200,000円/件	10件	2,000,000円
電気自動車（BEV）	50,000円/件	113件	5,650,000円

- ④ イベントや出前講座にて、スマートムーブ等の気候変動対策について紹介するチラシを配布し、啓発を行いました。
- ⑤ 過度な自動車利用から他の交通手段への転換を促すため、「新たなモビリティサービスの活用」や「モビリティ・マネジメントの推進」等の取り組み推進を図りました。

- ⑥ 市職員向けに、公用車利用を控え、路線バスの活用を推進するため、「公用ノルカカードの貸出し」やモビリティ・マネジメントの意識を高めるため、「職員アンケート」、「トラフィック&MM（モビリティ・マネジメント）通信の発行」、「徒歩・自転車通勤推進の日」等を実施しました。

1-1-2 再生可能エネルギーの普及拡大と水素社会の実現

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

- ① 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等を導入し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能にしました。
- ・ 工事実施施設 青少年会館 太陽光発電量：10.0kW 蓄電池：22.4kWh
 - ・ 実施設計委託 総合地方卸売市場
- ② 再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、住まいの一体的な CO₂ 排出量の削減を支援するため、エネルギーを自ら生み出す「創エネ（Re-create:リクリエイト）」、消費エネルギーを減らす「省エネ（Reduce:リデュース）」、創ったエネルギーを蓄えて利用する「蓄エネ（Reuse:リユース）」を推進し、太陽光発電システムと家庭用定置型蓄電池のセットやエネファーム等の設置に対し補助金を交付しました。

【令和4（2022）年度 エネルギー3R 推進事業補助実績】

対象設備	補助金額	補助件数	補助金額計
家庭用定置型蓄電池（太陽光発電システムとセット）	130,000 円/件	131 件	17,030,000 円
家庭用定置型蓄電池	100,000 円/件	60 件	6,000,000 円
地中熱利用ヒートポンプシステム	100,000 円/件	0 件	0 円
エネファーム	50,000 円/件	40 件	2,000,000 円
電気自動車充電設備（V2H）	50,000 円/件	7 件	350,000 円

（2）再生可能エネルギーの地産地消

再生可能エネルギーの地産地消の観点から、営農型太陽光発電を用いて、造成中の郡山西部第一工業団地における再生可能エネルギーを供給する工業団地としての実現可能性を検討し、次世代産業の企業誘致につなげていくため、調査研究を行いました。

（3）再生可能エネルギーによるイノベーションの創出と地域経済の活性化

- ① 市有地や施設を研究機関産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所の実証試験の場として提供し、技術の実証・実装を推進しました。
- ② 欧州連合（EU）の国際都市地域間協力（IURC）プログラムにより、ドイツエッセン市及びフランスグルノーブル・アルプス都市圏を訪問し、エネルギー関連産業国際見本市 E-World energy&water2022 の視察や水素関連の研究施設や企業訪問等を行い、水素分野における国際的なネットワーク構築を図りました。
- ③ 福島産業振興センターへの委託事業として、市内企業による水素を中心とした再生可能エネルギーや脱炭素化の取り組みなどについて情報収集を行いました。

（4）水素利活用の拡大

- ① 「郡山市水素利活用推進構想」に基づき、水素社会の実現に向けた取り組みを実施しました。
水素・燃料電池等関連産業の誘致、育成等による地域産業の活性化及び産学官連携による技術開発、共同研究等による水素利活用の拡大を図ることを目的として、「郡山市水素利活用推進研究会」を開催し、水素利活用に関する事例報告等を実施しました。

- ・ 研究会開催回数 2回



郡山市水素利活用推進研究会

- ② 家庭用燃料電池（エネファーム）を導入する市民に対して、補助金を交付しました。
（1-1-2（1）② エネルギー3R推進事業補助実績のとおり）
- ③ 燃料電池自動車を導入する市民、事業者に対して、補助金を交付しました。
（1-1-1（3）③ 次世代自動車導入補助実績のとおり）

1-1-3 温室効果ガス吸収源対策

(1) 森林の保全

- ① 森林経営計画制度に基づき、林業経営者が実施する計画的な造林への支援と景観向上を図るための森林整備を実施しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
補助対象面積	22.43 ha	27.55 ha
補助額	1,400,575 円	1,728,617 円

- ② 荒廃森林の除間伐を行いました。計 8.15ha（湖南町、田村町）
- ③ 原発事故により森林整備等林業生産活動が停滞していることから、計画的な事業推進により森林が担う公益的機能の維持向上を図るため、間伐等の森林整備と路網整備を一体的に実施しました。
- ・ 森林整備（間伐等） 15.99ha
 - ・ 路網整備 延長 2,580.0m

(2) 都市部の緑化推進

緑化木や花苗の交付等により、緑化の促進及び保全を促し、都市全体の緑の創出及び保全を図りました。

- ・ 緑化木交付 205 本
- ・ 生垣助成 5 件
- ・ 花苗配布 41 公園

1-2 気候変動適応策の推進

1-2-1 気候変動への適応に関する普及啓発

(1) 気候変動の影響への適応に関する情報発信

気候変動の影響による気温上昇に対応した服装を推奨するため、過ごしやすい衣服の着用を促すクールビズ、ウォームビズを推進しました。

1-2-2 想定される影響に対する施策の推進

(1) 水環境・水資源／自然生態系・自然災害分野

- ① 気候変動に伴った大災害に備え、総合防災訓練（令和4年10月22日・郡山市総合体育館）や避難所開設運営訓練及び車中避難訓練等（令和5年2月14日・開成山野球場）の開催など、自主防災組織の方々等が参加する訓練を開催するとともに、きらめき出前講座（29回参加者1,570人）を実施し、普及啓発活動を行いました。

- ② 郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン（平成26年度～令和4年度実施）に基づき、過去に浸水被害の大きかった市内5地区の整備事業（貯留施設設置等）を実施し、対象地区の床上浸水被害を床下浸水被害にとどめる整備を行いました。令和4年度は、東部幹線地区の小原田貯留管の整備が完了し、供用開始しました。

（2）農林・水産業／産業・経済活動分野

① 農学研究成果活用推進事業

米粉用として多収量米の品種適性試験を実施しました。

- ・ 実証栽培面積 6a
- ・ 収穫量 341kg（単収 568.3kg/10a）

- ② 企業が新型コロナウイルス感染症をはじめ、災害、事故その他の突発的な事由が生じた場合に事業の継続、早期復旧を可能とするために行う感染症対策を含めたBCP、事業継続力強化計画の策定又は改定に係る費用の補助をしました。

- ・ 交付件数 6件
- ・ 交付額 368,000円

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
1-①	エネルギー消費に対する再生可能エネルギーの導入割合	15% (平成 30(2018)年度)	30% (令和 5 (2023)年度)
	<p>市内のエネルギー消費量に対する市内で発電される再生可能エネルギーの割合。郡山市気候変動対策総合戦略を踏まえ、省エネへの取り組みと再生可能エネルギーの導入を進めます。目標値は「郡山市気候変動対策総合戦略」に定める目標値とします。</p> <p>※国が公表する各種統計データを待つ必要があることから、3年前の数値が最新のものとなります。</p>		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	18% (令和 2 (2020)年度)	30% (令和 5 (2023)年度)	△
<p>再生可能エネルギーの発電量は 3,769 千 kwh 増えており、再生可能エネルギー導入は進んでいますが、目標達成に向けては、加速度的な再生可能エネルギーの導入が必要となることから、今後も再生可能エネルギー導入拡大に向けて取り組んでいきます。</p>			

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
1-②	再生可能エネルギー設備を導入した公共施設数	24 施設 (令和 2 (2020)年度)	38 施設 (令和 7 (2025)年度)
	<p>再生可能エネルギー設備を導入した公共施設数。郡山市気候変動対策総合戦略を踏まえ、公共施設への再生可能エネルギー設備の積極的な導入を図ります。目標値は「郡山市気候変動対策総合戦略」に定める数値とします。</p>		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	26 施設 (令和 4 (2022)年度)	38 施設 (令和 7 (2025)年度)	○
<p>2022 年度は、郡山市青少年会館へ太陽光発電設備（発電量：10kw 蓄電池容量：22.4kwh）を導入しました。</p> <p>更なる導入へ向けて、施設所管課と協議のうえ、毎年 5 施設程度を選定し、工事設計委託及び設置工事を進めていきます。</p> <p>(2023 年度は、設計委託を 5 施設、新築に合わせた設置工事を 2 施設で実施中)</p>			

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
1-③	セーフコミュニティの認知度	32.4% (令和2(2020)年度)	45.0% (令和7(2025)年度)
	<p>市民のセーフコミュニティの認知度。けがや事故を予防し、より安全で安心なまちづくりを進めるため、2018年2月に国際認証を取得した「セーフコミュニティ」を維持し、防災・環境安全対策を含む様々な活動を市民・関係機関・団体・組織等と協働により推進します。</p> <p>気候変動適応分野の指標とし、目標値は「SDGs 未来都市計画」に定める目標値とします。</p>		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	43.2% (令和4(2022)年度)	45.0% (令和7(2025)年度)	○
<p>セーフコミュニティ活動の核となる対策委員会等活動は、内容や参加者により、書面、オンライン、対面またはオンラインと対面の併用と適切な方法で会議を開催し、国際認証再取得に繋がりました。</p> <p>防災訓練等による展示や活動支援動画を活用した啓発、SNSによる情報発信、セーフコミュニティ賞等により、積極的な啓発活動を実施し、認知度がアップしました。</p>			

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
1-④	適応策に該当する市の事務事業数	17件 (令和3(2021)年度)	25件 (令和7(2025)年度)
	<p>「郡山市まちづくり基本指針実施計画」において、SDGsのターゲット13.1に該当する事務事業数。</p> <p>気候変動適応分野の指標とし、目標値は現況値の約1.5倍とします。</p>		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	28件 (令和4(2022)年度)	25件 (令和7(2025)年度)	◎
<p>気候変動の影響に対応するため、防災・減災や熱中症対策等、気候変動適応分野の各種施策を実施しています。今後とも温室効果ガス排出を抑制する緩和策とともに、部局連携による気候変動適応分野の施策を推進していきます。</p>			

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

取り組みの
柱2

資源が循環する持続可能なまちづくり 【循環型社会の構築】

重点
項目

2-1 資源の循環的利用

1人1日当たりのごみ排出量の削減目標

【目標指標】

指標名	現状値 R2(2020)年度	目標値 R7(2025)年度
1人1日当たりのごみ排出量	1,127g	952g



【中長期目標】

R9(2027)年度
910g

令和4(2022)年度の実績

指標名	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
1人1日当たりのごみ排出量	1,127g	1,132g 2020年度比 +5g	1,114g 2020年度比 -13g

※令和3年及び令和4年の福島県沖地震による災害廃棄物量は含まない。

分析と対策について

- ◆ 全体ごみ量と現住人口について
 - R2(2020)年度 全体ごみ量 136,059.21t (家庭系 88,491.84t/事業系 47,604.37t)
現住人口 330,787人(R2.4.1)
 - R3(2021)年度 全体ごみ量 134,876.45t (家庭系 86,232.47t/事業系 48,643.98t)
現住人口 326,402人(R3.4.1)
 - R4(2022)年度 全体ごみ量 132,016.16t (家庭系 84,464.99t/事業系 47,551.17t)
現住人口 324,586人(R4.4.1)
- ◆ 令和4(2022)年度の1人1日当たりのごみ排出量は、令和2(2020)年度と比較し減少していますが、依然として排出量が多い状況となっています。

各家庭から排出されるごみを調査したところ、食べ残しなどの生ごみが多く含まれていたほか、資源物に分類される紙類やペットボトルなどが可燃物に混入していました。そのため、「生ごみ処理容器」の貸与によるコンポスト化、食材を最後まで使う「使い切り」・残さず食べる「食べきり」・生ごみを減らす「水切り」の「3きり運動」、食品を残さず使い切る「減るしいレシピ」コンクールなどの生ごみ減量対策を周知したほか、資源物の分別徹底を呼びかけました。

また、家庭系ごみに比べて減少幅の小さい事業系ごみについても調査したところ、紙類が可燃ごみとして排出されていたり、産業廃棄物が混入しているものが見受けられました。そのため、商工会や市内の事業者に対し、適正な分別と資源化を周知させるための協力要請と分別方法チラシの配布を行いました。

2-1-1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

(1) ごみの発生抑制(リデュース)の推進

大手コンビニエンスストアと連携し、手前どり POP の掲示による食品ロス削減を推進しました。

(2) 再使用(リユース)の推進

- ① 株式会社ジモティーとの連携協定に基づき、市ウェブサイトの粗大ごみの処理方法のページ等に同社のリユースサイトのリンクを設定し、市民が同社掲示板に不用品を登録することにより、必要とする人への譲渡を促進する取り組みを開始しました。
- ② ジット株式会社との連携協定に基づき、使用済インクカートリッジを回収するため、市役所の本庁舎と西庁舎に専用の回収ボックスを設置しました。

(3) 再資源化(リサイクル)の推進

- ① ボトル to ボトルのプラスチックリサイクルを図ることを目的として、セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定に基づき、市内のセブン-イレブン 76 店舗に「ペットボトル回収機」を設置しました。
- ② 市内公共施設に設置した「使用済小型家電回収ボックス」での回収に加えて、小型家電リサイクル法の認定事業者「リネットジャパンサイクル株式会社」と連携を締結し、宅配便によるパソコンを含む小型家電の自宅回収を開始しました。
- ③ 利用可能な廃棄物の集団回収運動を実施した団体に対して報奨金を交付し、ごみ問題に対する市民意識の高揚と資源の有効利用を図りました。

・ 対象品目（単価 5 円/kg（一律））：古紙、金属、繊維、びん、その他有価物

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
実施団体	379 団体	379 団体
報奨金	16,981,155 円	15,862,565 円
回収量	3,396 t	3,173 t
古紙	3,207 t	2,996 t
金属類	125 t	121 t
繊維	1 t	1 t
びん	63 t	55 t

(4) ごみの分別の徹底

① 家庭系可燃ごみに含まれる資源物の混入状況について組成調査を行い、結果公表しました。

	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度	
	実施回数	資源物混入率	実施回数	資源物混入率
家庭系可燃ごみ 組成調査	2回	11%	2回	17%

② 循環型社会形成の実現に向け、3R フェスティバルの開催や SNS での周知をはじめ、広報こおりやま、ごみの日カレンダー、小学生向け副読本「わたしたちとごみ」の配布、また、ふれあいネットワーク事業やきらめき出前講座により、ごみの分別徹底の啓発を行いました。さらに、事業系ごみの分別を徹底するため、市内経済団体と連携し周知啓発を行いました。

(5) 3Rを推進する啓発活動や情報提供の充実

市政きらめき出前講座「わたしたちとごみ」を実施しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
実施学校数	10校	3校
参加人数	242人	112人

2-1-2 食品ロス削減の推進

(1) 食育を通じた食品ロス削減の推進

- ① 食育推進ボランティア活動時や健康教育等において市食育推進計画の市民版の配布により、周知啓発を行いました。
- ② 世界食糧デーに合わせ、食品ロスに関する記事を給食だよりに掲載しました。

(2) 生ごみの減量化による食品ロス削減

① 家庭系食品ロスの排出状況を把握し、ごみ減量の施策を検討する際の基礎資料とすることを目的として、食品ロス実態調査を行い、結果を公表しました。

	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度	
	実施回数	食品ロス率	実施回数	食品ロス率
食品ロス実態調査	2回	5.9%	2回	6.25%

② 一般家庭の生ごみ減量化を推進し、併せて再利用及び環境保全に対する意識の高揚を図るため、生ごみ処理機（コンポスト容器、ボカシ密封容器）を無償貸与し、ごみ減量化を推進しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
コンポスト容器無償貸与数	213個	253個
ボカシ密封容器無償貸与数	133組	132組

- ③ 郡山女子大学附属高等学校との連携により、段ボールコンポストを活用して生ごみを堆肥化することで、ごみ減量化を図りました。

(3) 食品ロス削減に関する普及啓発

- ① 各種団体を対象とした市政きらめき出前講座「わたしたちとごみ」を実施しました。
- ② 3Rフェスティバル（福島民友新聞社との共催）で「減るしいレシピコンクール」を開催しました。
- ③ 郡山市食品ロス削減推進担当者連絡会を開催しました。
- ④ 食材を最後まで使う「使い切り」・残さず食べる「食べきり」・生ごみを減らす「水切り」の「3きり運動」を推進しました。

2-2 廃棄物の適正処理

2-2-1 廃棄物の減量化・資源化の推進

(1) 産業廃棄物の適正処理

- ① 排出事業者や処理業者に対する立入調査、適正処理の指導・啓発を行うと共に、不法投棄多発地区への不法投棄監視カメラの設置及び山間部を中心とした市内全域での監視パトロール等により、監視体制を強化し、不法投棄等の未然防止を図りました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
不法投棄件数	52件	61件
野外焼却件数	10件	10件
不適正処理件数	31件	30件

- ・ 移動式監視カメラ設置台数 16台（令和5（2023）年3月31日現在）
 - ・ 休日、平日、昼夜間パトロール日数 180日
 - ・ クリーンセンター展開検査 3回
- ② 産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため、主要道路に検問所を設置し、産業廃棄物運搬車両の運転手に対し、マニフェストの確認や適正処理の指導啓発を行いました。
 - ・ 熱海町地内 国道49号（例年10月実施）

(2) PCB廃棄物適正処理の徹底

「PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられたPCB使用製品及び市内事業所の調査及び指導を実施しました。

(3) 廃棄物処理施設等の整備

- ① 一般廃棄物最終処分場である河内埋立処分場の第4期埋立地拡張について、埋立地の実施設計、また福島県条例に基づく環境影響評価に係る生活環境及び自然環境現地調査を実施しました。
 - ・ 実施設計及び環境影響評価等：平成29（2017）年度～令和元（2019）年度
 - ・ 埋立地造成等及び浸出水処理施設改修：令和2（2020）年度～令和4（2022）年度
- ② リサイクル推進施設（富久山クリーンセンター粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザ）について長寿命化を図りました。
 - ・ 実施設計：令和元（2019）年度
 - ・ 長寿命化工事：令和3（2021）年度～令和4（2022）年度

2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進

(1) 不法投棄対策

各種団体や地域住民と連携を図り、不法投棄多発地区などへの監視強化に努めました。

(2) ごみのポイ捨て防止・環境美化の推進

ポイ捨て等防止指導員による啓発指導を行いました。

(3) 空き地・空き家等の適切な管理

- ① 空き地の管理に関する相談が75件寄せられ、それぞれ土地の所有者に対して、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例に基づき、適正な管理を促しました。
- ② 地域住民等から空き家の相談があった場合は、所有者に対し、適正な管理を促しました。また、空き家の利活用に向け、NPO法人こおりやま空家バンクとの連携を図りました。

2-2-3 災害廃棄物処理体制の構築

(1) 災害時における廃棄物処理体制の構築

令和3年度末に発生した「令和4年3月16日福島県沖地震」によって排出された災害廃棄物の処理を行いました。また、当該地震災害によって被災した相馬市の清掃施設で処理すべき同市の一般廃棄物（可燃ごみ）を、福島県の調整のもと、福島市・いわき市とともに3市の清掃施設で焼却処分しました。

- ・ 令和4（2022）年4月～令和5（2023）年3月 処理総量 4,850 t

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
2-①	再生利用率	10.9% (令和4(2022)年度)	25.3% (令和7(2025)年度)
	資源物の再生利用率。(分別収集回収量+破砕回収金属量+集団資源回収量)/(ごみ総量+集団資源回収量) 2027年度の再生利用率を26%とする「郡山市一般廃棄物処理基本計画」に定める目標値とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	10.6% (令和4(2022)年度)	25.3% (令和7(2025)年度)	△
	集団資源回収量は減少しているものの、行政による資源物回収量の増加率が上回ったため、リサイクル率は前年度より上がりました。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
2-②	最終埋立量	23,145 t / 年 (令和4(2022)年度)	19,145 t / 年 (令和7(2025)年度)
	最終処分場における埋立量。 2027年度の最終埋立量を18,679 tとする「郡山市一般廃棄物処理基本計画」に定める目標値とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	20,671 t / 年 (令和4(2022)年度)	19,145 t / 年 (令和7(2025)年度)	○
	災害廃棄物処理が終息に向かっていくのに伴い、埋立量も減少しています。		

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

第2章 施策の展開

取り組みの 柱3

多様な生物が生息し自然と共生するまちづくり 【自然環境の保全と共生】

3-1 生物多様性の保全

3-1-1 生息・生育環境の保全

(1) 森林や水辺、緑地の保全

- ① 逢瀬川沿いの大島自然ふれあい広場等の親水施設（およそ2万2千㎡を対象）の良好な環境を維持するため、草刈り等の管理業務委託を実施しました。
- ② 五百淵公園の森林区域には、病虫害被害木及び立ち枯れ木等が多く存在するとともに、樹木が過密であり、外来樹木も広範囲に生育している状態であったため、間伐等による光環境の改善や外来樹木の駆除などの森林整備を行いました。

(2) 希少な動植物の保護

福島県自然保護課が作成している「ふくしまレッドリスト」について、市ウェブサイト及び市内の小学5年生向け副読本「郡山市のかんきょう」に掲載し、啓発を行いました。

(3) 生物多様性に関する理解の促進

- ① 2021年7月に国内で初めて市内での生息が確認された外来種「サビイロクワカミキリ」について、市ウェブサイト及び広報こおりやまに掲載し、啓発を行いました。
- ② 特定外来生物である「アレチウリ」について、東山霊園敷地内で防除方法に関する実証実験を実施し、検証した結果について市ウェブサイトに掲載し、啓発を行いました。

3-1-2 特定外来生物対策の推進

(1) 外来種対策の推進

サビイロクワカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリによる被害の拡大防止に向け、福島県が実施した被害状況調査について連携しました。

3-1-3 有害鳥獣対策の推進

(1) 関係機関と連携した対策の推進

「郡山市鳥獣被害防止計画」に基づき、侵入防止柵の整備、郡山市有害鳥獣捕獲隊の協力による有害鳥獣捕獲を実施しました。

- ・ イノシシ捕獲頭数 268 頭

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
有害鳥獣による農産物の被害面積	3.35 ha	5.37 ha

3-2 自然環境の保全と活用

3-2-1 森林や農地の保全と活用

(1) 森林の整備・管理の適正化

- ① 森林経営計画制度に基づき、林業経営者が実施する計画的な造林への支援及び景観向上を図るための森林整備を実施しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
補助対象面積	22.43 ha	27.55 ha
補助額	1,400,575 円	1,728,617 円

- ② 荒廃森林の除間伐を行いました。 計 8.15ha（湖南町、田村町）
- ③ 森林資源の生産性の向上と林業経営の安定化を図るため、既設林道の機能の確保、向上のための整備を実施しました。
（日山源田線 法面補強工事）
- ・ 林道改良工 L=80m
 - ・ 擁壁工 L=11m
- ④ 原発事故により森林整備等林業生産活動が停滞していることから、計画的な事業推進により森林が担う公益的機能の維持向上を図るため、間伐等の森林整備と路網整備を一体的に実施しました。
- ・ 森林整備（間伐等） 15.99ha
 - ・ 路網整備 延長 2,580.0m
- ⑤ 経営管理権集積計画の策定により、林業経営の集積、集約化を図った森林への作業道開設等を実施しました。
- ・ 経営管理実施権配分計画 259.67ha
 - ・ 路網整備 1,295m

(2) 森林資源の活用

木材利用の促進を図るため、福島県産材を使用したパンフレットラックを市内の行政センターに設置しました。

- ・ 市内 4 か所の行政センターにパンフレットラックを設置：4 台

(3) 農地の適正な維持管理

① 中山間地域等の条件不利地域での営農継続の取り組みについて支援しました。

	—	令和4（2022）年度
活動組織数	—	37 集落
対象農用地面積	—	928.44 ha
補助額	—	112,986,310 円

② 地域の農業者や非農業者が行う、農地、農業用水等の資源及び農村環境を守るための取り組みについて支援しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
活動組織数	119 組織	116 組織
対象農用地面積	6,427.90 ha	6,175.35 ha
水田	5,519.32 ha	5,352.68 ha
畑	884.90 ha	792.20 ha
草地	23.68 ha	30.47 ha

(4) 自然環境と調和した農業の推進

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に対して支援しました。

	—	令和4（2022）年度
活動組織数	—	2 団体
対象農用地面積	—	22.45 ha
補助額	—	1,563,120 円

3-2-2 公園・緑地等の整備

(1) 公園・緑地等の整備、保全の推進

① 地域住民の憩いの場、活動の場として、日常的な利用に供される都市公園の整備を実施しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
整備した公園	(仮称)四十坦公園、(仮称)追越公園	三宝坦公園、前北原公園

② 公園利用者の安全性の確保等の観点から、計画的な改築等に係る取り組みを推進し、施設の更新を効果的・効率的に行っていくため、令和3年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、5公園の公園施設の改修(遊具更新)を計画どおり実施しました。

	令和4（2022）年度
改修した公園	静公園、大島西公園、不動前公園、茸谷地公園、東部中央公園

(2) 地域緑化の推進

緑化木や花苗の交付等により、緑化の促進及び保全を促し、都市全体の緑の創出及び保全を図りました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
緑化木交付	210本	205本
生垣助成	5件	5件
花苗配布	29公園	41公園

(3) 緑の柔軟な活用と利用の促進

- ① 桜の観光スポットや湖水浴場及びキャンプ場等の利便性を確保し、観光誘客を図るため、トイレ（仮設を含む）やキャンプ場の炊事場、駐車場の維持管理を実施しました。
- ② 開成山公園のスポーツエリアを除く西側及び隣接する3公園において、平成29年の都市公園法の改正により創設された公募設置管理制度（Park PFI 制度）を活用した公園施設及び収益施設の整備と、これら公園施設の維持管理・運営を行う指定管理者制度を一体的に導入することにより、市の財政負担を軽減しながら、公園の質・利便性・魅力・防災機能の向上を図ります。令和4年度は、事業者の公募・選定を行いました。

3-2-3 グリーンインフラやEco-DRRの推進

(1) 防災・減災のための緑の保全と活用

- ① 水田に一時的に雨水を貯留し、都市部に集中する浸水被害の軽減に寄与する「田んぼダム」の取り組みについて支援しました。
 - ・ 令和4（2022）年度田んぼダム取り組み農地（新規） 52箇所 11.0ha
 - ・ 令和4（2022）年度末田んぼダム取り組み農地（累計） 179箇所 47.4ha

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
3-①	有害鳥獣による農産物の被害面積	4.9 ha (令和2(2020)年度)	別途算定
	<p>有害鳥獣による農産物の被害面積。有害鳥獣被害の減少が、森林や農地の保全につながることから、「郡山市鳥獣被害防止計画」に定める目標値とします。</p> <p>※2022～2024 年度までの計画を 2021（令和3）年度末に策定予定であること及び当該防止計画は 3 年毎に更新を行うことから、目標値については当該防止計画の変更と併せて見直すものとします。</p>		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	5.3 ha (令和4(2022)年度)	3.16ha (令和4(2022)年度)	△
<p>2022 年度～2024 年度までの計画における 2024 年度の目標値 3.16ha および 2021 年度値に対し、2022 年度現況値は農作物の被害面積が拡大しております。一部圃場においてイノシシによる被害が拡大した等の要因はありますが、鳥獣による農作物等の被害軽減を図るため、「生息環境管理」「被害防除対策」「個体数管理」を組み合わせながら、地域ぐるみで総合的な防止対策を実施します。具体的には以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害捕獲及び狩猟捕獲及び指定管理捕獲による捕獲圧の強化 ・ 電気柵等の侵入防護柵の整備 ・ 集落単位で鳥獣被害が発生している要因や対策について整理し、野生鳥獣を誘引しない環境を整備 ・ 農地周辺に寄せ付けないために、餌となる誘引物の除去、里山林の整備、耕作放棄地の解消等のための普及啓発 			

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
3-②	ふくしま森林再生事業の森林整備面積(累計)	576 ha (令和2(2020)年度)	653 ha (令和7(2025)年度)
	市が実施する間伐等の森林整備面積。間伐等の森林整備と路網整備を一体的に実施し、水源かん養機能など森林の公益的機能の維持向上を図るため、「郡山市まちづくり基本指針実施計画」に定める目標値とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	
	613 ha (令和4(2022)年度)	653 ha (令和7(2025)年度)	
	評価		
○			
森林所有者等による森林整備は未だ停滞していることから、今後も引き続き、本市が事業主体で実施する「ふくしま森林再生事業」により、間伐等の森林整備と路網整備を一体的に実施し、森林の有する多面的機能の維持・保全を図ります。			

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
3-③	担い手への集積率	35.8% (令和元(2019)年度)	57.5% (令和7(2025)年度)
	担い手への農地集積率。地域の担い手への農地利用集積・集約化及び作業受委託を進めることで、耕作放棄地の解消を図り農地の保全につながることから、2030年度に70%とする本市「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に基づく目標値とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	
	39.5% (令和4(2022)年度)	57.5% (令和7(2025)年度)	
	評価		
△			
2021年度と比較して1.2%増加しているため、担い手への農地集積は進んでいます。今後とも効率的かつ安定的な農業経営の確立に向け、農地中間管理機構を通じた農地の貸借や、就農希望者等に対し新しく「農業経営・新規就農者サポート窓口(オンライン窓口)」を設置すること等の新規就農者増加に向けた取り組みを推進することで、担い手への農地集積を図ります。			

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

きれいな水や空気が守られ 安全・安心に暮らせるまちづくり

【生活環境の保全と改善】

4-1 大気環境等の保全と改善

4-1-1 有害化学物質の発生抑制

(1) 次世代自動車の普及と自動車の適正利用の推進

- ① 公用車購入の際、環境性能に優れた自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）の導入を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図りました。
 - ・ ハイブリッド車3台（うち軽自動車1台、小型貨物車2台）
 - ・ クリーンディーゼル車1台（バス）
 - ・ 電気自動車1台（軽自動車）
- ② 公用車への次世代自動車の導入を推進するため、「郡山市環境物品等の調達方針」にて、乗用車の調達基準を次世代自動車のいずれかにすることとしました。
- ③ イベントや出前講座にて、スマートムーブ等の気候変動対策について紹介するチラシを配布し、啓発を行いました。
- ④ 次世代自動車を導入する市民、事業者に対して補助金を交付しました。

対象設備	補助金額	補助件数	補助金額計
燃料電池自動車（FCV）	200,000円/件	10件	2,000,000円
電気自動車（EV）	50,000円/件	113件	5,650,000円

- ⑤ 過度な自動車利用から他の交通手段への転換を促すため、「新たなモビリティサービスの活用・検討」や「モビリティ・マネジメントの推進」等の取り組み推進を図りました。
- ⑥ 市職員向けに、公用車利用を控え、路線バスの活用を推進するため、「公用ノルカカードの貸出し」やモビリティ・マネジメントの意識を高めるため「職員アンケート」、「トラフィック&MM（モビリティ・マネジメント）通信の発行」、「徒歩・自転車通勤推進の日」等を実施しました。

(2) 自動車交通対策

交通流の分散及び交通渋滞の解消を図り、自動車交通に起因する大気汚染や振動・騒音などの軽減・防止に努めるため、環状道路及び幹線道路の整備を行いました。

- ① 交通渋滞対策として、主要交通渋滞箇所である並木一丁目交差点の右折レーン延伸を実施しました。
- ② 持続的で円滑に移動できる交通ネットワークの実現を図るため、令和5年3月に「郡山市総合交通計画マスタープラン」を策定しました。
- ③ 円滑な交通の確保及び自動車に依存しない公共交通等への転換を促進すべく、「モビリティ・マネジメントの推進」や「新たなモビリティサービスの活用・検討」等の取り組み推進を図りました。
- ④ 公共交通の利用サービス向上に向け、交通事業者や MaaS のシステム開発企業等と意見交換を実施しました。

(3) 大気環境の保全

- ① 自動測定機による大気汚染常時監視を実施しました。

・ 測定期間（連続測定）：令和4（2022）年4月1日～令和5（2023）年3月31日

【大気常時監視測定局及び測定項目】

区分	測定局名	設置場所	測定項目								
			二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	微小粒子状物質	非メタン炭化水素	風向・風速	温度・湿度
一般局	芳賀	芳賀地域公民館	○	○	○	○		○		○	○
	堤下	橘小学校	○	○	○	○			○	○	○
	日和田	日和田小学校			○					○	○
	安積	桧ノ下公園			○					○	○
自排局	台新	台新公園	○	○				○	○	○	○

※ 一般局（一般環境大気測定局）：一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。

※ 自排局（自動車排出ガス測定局）：自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。

- ② ダイオキシン類調査を実施しました。
 - ・ 環境大気：市内 1 地点において夏季及び冬季の年 2 回実施
 - ・ 発生源排出ガス：2 事業所について実施
- ③ 有害大気汚染物質調査を実施しました。
 - ・ 調査地点：開成、芳賀の 2 地点
 - ・ 調査項目：ベンゼン等 22 物質の調査を毎月実施
- ④ 微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析測定を実施しました。
 - ・ 調査地点：芳賀
 - ・ 調査回数：年 4 回（各 2 週間の連続調査）
- ⑤ 酸性雨調査を実施しました。
 - ・ 調査地点：朝日、逢瀬町堀口の 2 地点
 - ・ 調査回数：2 週間に 1 回、年 26 回実施

（4）アスベスト対策

- ① アスベスト調査（一般環境大気）を実施しました。
 - ・ 調査地点：朝日
 - ・ 調査回数：年 4 回（各 3 日間連続調査）
- ② 大気汚染防止法に基づき、アスベスト除去作業について届出を受理し、立入調査により適正な作業の実施について指導しました。

	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）年度
特定粉じん排出作業実施届出	24 件	16 件
立入調査実施回数	42 回	29 回

（5）ICTを活用した環境情報の収集及び提供

自動測定機による環境大気の測定結果を、大気汚染常時監視システムにより、リアルタイムで市、県、国のウェブサイト公表しました。

4-1-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制

（1）騒音・振動の調査及び防止対策の推進

- ① 自動車交通騒音測定を実施しました。

	令和 3（2021）年度		令和 4（2022）年度	
	市道県道	高速道路	市道県道	高速道路
道路交通騒音	10 地点	3 地点	10 地点	3 地点

- ② 自動車騒音に係る面的環境基準評価調査を実施しました。

	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度	
	区間	延長	区間	延長
調査実施内容	146 区間	197.6 km	147 区間	198.3 km

- ③ 新幹線騒音振動調査を実施しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
調査地点	沿線6地点	沿線6地点

- ④ 公共工事の施工に当たり、工事現場周辺状況に応じて、低騒音・低振動の施工法や建設機械を選択し、騒音振動対策を実施しました。

（2）悪臭防止対策の推進

悪臭に関する苦情申立てが27件あり、それぞれ事業者に対して、関係法令や郡山市悪臭防止指針に基づき指導を実施しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
苦情申立て件数	21件	27件

4-1-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導

（1）関係法令などに基づく規制・指導の徹底

- ① 大気汚染防止法等に基づき、いおう酸化物等の汚染物質を排出する工場・事業場から届出を受理し、審査及び指導を実施しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
ばい煙発生施設からの届出	52件	46件
ばい煙指定事業場からの届出	3件	3件
立入調査によるばい煙量等の測定	2事業所	2事業所

- ② 騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理し、審査及び指導を実施しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
特定施設（騒音規制法）に係る届出	25件	29件
特定施設（振動規制法）に係る届出	15件	24件
騒音指定施設に係る届出	75件	53件

③ 特定建設作業に係る届出を受理し、騒音・振動の低減について指導しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
特定建設作業実施届出（騒音規制法）	62件	54件
特定建設作業実施届出（振動規制法）	35件	42件
騒音指定建設作業実施届出	0件	1件

4-2 水環境等の保全と改善

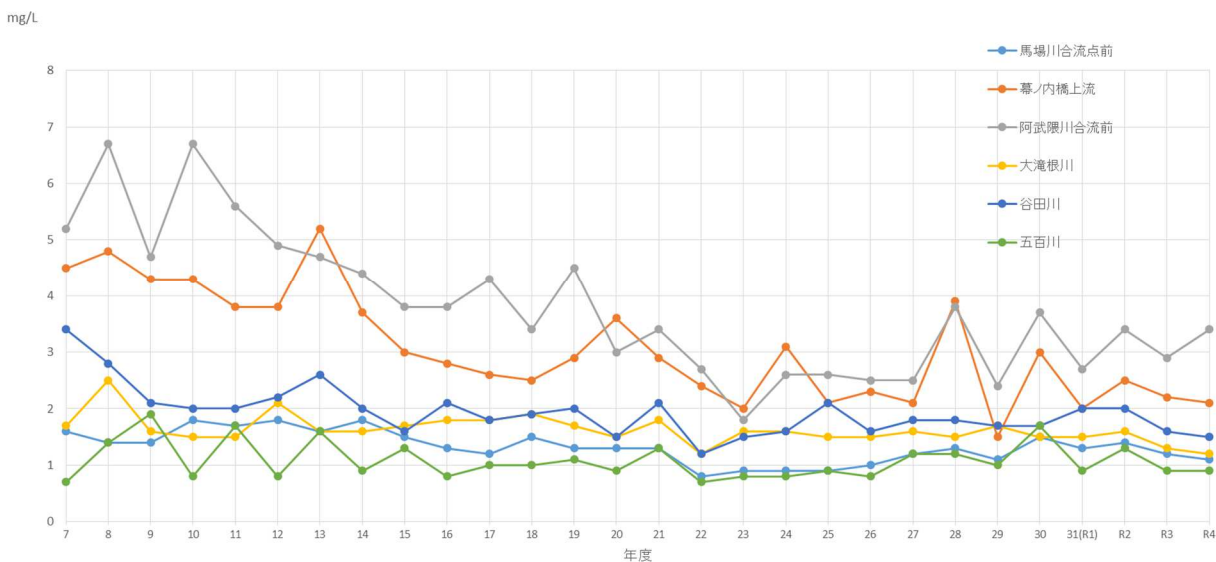
4-2-1 水資源の保全の推進

(1) 水質の調査及び保全

① 水質汚濁防止法に基づき、市内を流れる河川及び湖沼の水質汚濁状況を監視するため、福島県との協議により水質測定計画を作成し、水質調査を実施するとともに、独自調査も併せて実施しました。

- ・ 水質測定計画によるもの：1湖沼3地点、11河川13地点
- ・ 独自調査によるもの：2湖沼2地点、24河川41地点、湖水浴場7地点
- ・ 調査実施回数（水質測定計画によるもの）：年8回（猪苗代湖）、年12回（逢瀬川、大滝根川、谷田川）、年6回（五百川、舟津川、菅川、常夏川、笹原川）、年4回（桜川、藤田川、亀田川）

【河川のBOD値の推移】



(2) 生活排水対策の推進

- ① 公共下水道等の未整備地域において、快適な生活環境を確保し、公共用水域等の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行い、設置を促進しました。

【令和4（2022）年度 補助状況】

	区分	5人槽	6・7人槽	8・10人槽
設置費 補助限度額 (1基当たり) (千円)	単独処理浄化槽からの転換	332	414	548
	〃 (窒素・りん除去型)	932	1,222	1,696
	汲み取り便槽からの転換	373	465	616
	〃 (窒素・りん除去型)	973	1,273	1,764
	転換以外 (湖南町:新築)	614	853	1,243

	区分	5人槽	6・7人槽	8・10人槽	合計
補助 基数 (基)	単独処理浄化槽からの転換	3	8	6	17
	〃 (窒素・りん除去型)	0	0	0	0
	汲み取り便槽からの転換	7	8	1	16
	〃 (窒素・りん除去型)	0	0	0	0
	転換以外 (湖南町:新築)	1	0	0	1
合計		11	16	7	34

※ 合併処理浄化槽への転換の際は、単独処理浄化槽または汲み取り便槽の撤去費および宅内配管工事費（単独処理浄化槽からの転換に限る。）についても、補助金を支出。

※ 平成5（1993）年度から令和4（2022）年度までの補助基数累計 5,881基

- ② 合併処理浄化槽の使用者の負担軽減のため、浄化槽の故障や清掃の時期を調べる保守点検と浄化槽に溜まった汚泥を汲み取る清掃、法で定められた年1回の11条検査に対する維持管理費の一部補助を行いました。

【令和4（2022）年度 補助状況】

	5～7人槽	8・10人槽
補助金額 (千円)	15	20
補助基数 (基)	2,733	128
合計 (千円)	40,995	2,560

※ 初回補助申請から10年間、1年度につき1回、最大10回まで

③ 公共下水道への早期接続を促進するため、整備区域における普及啓発活動を実施しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
下水道等未接続世帯へのポスティング等啓発件数	3,297 件	3,506 件
水洗便所改造資金融資あっせん 実行数（公共下水道）	10 件	9 件
水洗便所改造資金融資あっせん 実行数（農業集落排水）	0 件	0 件

④ 湖南地区特定環境保全公共下水道事業で整備した区域において、接続率の向上及び猪苗代湖など公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道へ接続する高齢者世帯へ補助を行いました。

	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度	
	件数	金額	件数	金額
補助件数及び補助金額	1 件	140 千円	2 件	291 千円

（3）雨水活用の推進

雨水の流出抑制及び水資源の有効活用を目的に雨水流出抑制施設の設置者への補助金の交付を行いました。また、制度の利用促進を図るため、市ウェブサイトや広報こおりやまへ制度の紹介、下水道工事指定店やホームセンターへのパンフレットの配置等を行い、制度のPRに努めました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
浄化槽転用	21 基	10 基
浸透ます	11 基	12 基
雨水タンク	22 基	29 基

（4）猪苗代湖の水環境保全

① 猪苗代湖の水質を保全するため、湖水の透明度低下要因、pH上昇関与物質、富栄養化現象の動向とその結果増加するプランクトン量、湖内生産量増加要因物質等の調査を実施しました。

- ・ 猪苗代湖水質調査

調査地点：浜路浜、舟津港、青松浜

調査項目：透明度、pH、COD、窒素、リン、鉄、マンガ、
イオンバランス（陰イオン、陽イオン）等

- ・ 湖内生産量調査（4月から11月まで8回実施）

調査地点：浜路浜、舟津港、青松浜

調査項目：プランクトン、クロロフィルa

【猪苗代湖水質調査結果（数値：pH）】

調査地点	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)
浜路浜	6.8	6.8	6.8	6.8	6.9	6.9
舟津港	6.9	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9
青松浜	6.9	6.8	6.8	6.8	6.9	6.9

② 猪苗代湖を囲む郡山市、会津若松市及び猪苗代町の二市一町で「猪苗代湖環境保全推進連絡会」を設立し、猪苗代湖の自然環境及び水質の保全対策を連携して推進しました。

- ・ ビーチクリーナーによる砂浜清掃
- ・ 湖岸一斉クリーンアップ作戦の実施
- ・ 猪苗代湖子ども交流会の実施
- ・ 福島県への要望活動

③ 福島県や関係市町村、観光協会、商工会等で設立する「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」において、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の水環境保全に向け、各種イベントや啓発事業を実施しました。

- ・ 猪苗代湖クリーンアクションの実施・参加
- ・ 水草回収の実施・参加
- ・ 湖美来通信の発行（年2回） など

④ 猪苗代湖の水環境保全活動について、市民参加型の清掃行事を開催しています。

4-2-2 地下水、湧水の保全

（1）地下水及び土壌汚染調査

① 地下水の汚染状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づく福島県水質測定計画に則り、地下水調査を実施しました。

- ・ 概況調査：ローリング方式 2 地点、定点方式 4 地点
- ・ 継続監視調査：14 地点

② 有害物質を使用する特定事業場等に対して、水質汚濁防止法に基づく立入調査及び指導を実施しました。

	令和 3（2021）年度	令和 4（2022）年度
立入調査実施事業場数	48 事業場	50 事業場

- ③ 土壌汚染の把握及び健康被害防止のため、土壌汚染対策法に基づく届出を受理し、必要な指導を実施しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
土壌汚染対策法に係る届出	56件	50件
土地履歴等に関する照会対応	83件	96件

（2）ダイオキシン類調査

- ① 環境中におけるダイオキシン類による汚染状況調査を実施しました。
- ・ 環境大気：1地点2回、河川水質：2地点各2回、河川底質：2地点各1回、環境土壌：1地点1回、地下水：2地点各1回
- ② 発生源事業所からの排出ガス等に含まれるダイオキシン類の調査を実施しました。
- ・ 発生源排出ガス：2事業所各1回、発生源周辺土壌：2事業所各1回、発生源排水：1事業所1回
- ③ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき届出を受理し、審査及び指導を実施しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
特定事業場からの届出	1件	2件

【ダイオキシン類調査結果一覧】（単位：大気 pg-TEQ/m³、水質 pg-TEQ/L、底質・土壌 pg-TEQ/g）

調査の種類	調査地点	測定結果	環境基準	令和3（2021）年度ダイオキシン類に係る環境調査結果(全国)	
				平均値	濃度範囲
大気 (一般環境)	音楽・文化交流館	0.0064	0.6	0.014	0.0022 ～0.25
公共用水域水質 (河川)	逢瀬川	0.78	1	0.20	0.013 ～2.5
	大滝根川	0.13			
公共用水域底質 (河川)	逢瀬川	0.17	150	5.4	0.058 ～430
	大滝根川	0.13			
地下水質	田村町守山	0.051	1	0.053	0.00028 0.67
	喜久田町	0.050			
土壌 (一般環境)	郡山市総合卸売市場	6.0	1,000	2.5	0.00034 ～200
土壌 (発生源周辺)	郡山市緑豊園	0.050			
	株式会社福島県食肉流通センター	0.22		5.4	0.000060 ～110

※ 全ての調査地点で、環境基準以内でした。

(3) 地盤沈下対策

地盤沈下及び地下水枯渇の未然防止のため、福島県生活環境の保全等に関する条例に規定される一定規模を有する揚水施設に対し、適正揚水量の指導を行いました。

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
揚水施設に関する届出	3件	7件

4-2-3 工場・事業場などからの排出対策

(1) 関係法令などに基づく規制・指導の徹底

- ① 公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、立入調査及び指導を実施しました。

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
立入調査実施事業場数	81事業場	84事業場

- ② 関係法令に基づき届出を受理し、審査及び指導を実施しました。

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
水質汚濁防止法	124件	154件
福島県生活環境の保全等に関する条例	7件	9件

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
4-①	工場・事業場からの排出ガス基準達成率(大気汚染防止法)	99% (令和元(2019)年度)	100% (令和7(2025)年度)
	大気汚染防止法に基づき、工場・事業場から排出されるガスの基準達成状況とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	
	100% (令和3(2021)年度)	100% (令和3(2021)年度)	
	既に目標年度における目標を達成しているが、今後も大気汚染の原因となるばい煙等を排出する工場及び事業場へ対しての指導及び監督に取り組んでいきます。		
			◎

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
4-②	市内の河川水質（BOD）の環境基準達成率	全地点で 環境基準値以下 (令和2(2020)年度)	全地点で 環境基準値以下 (令和7(2025)年度)
	<p>市内の河川（7地点）における水質調査地点での、水質の汚れ具合を示す BOD の測定値の環境基準達成状況とします。</p> <p>阿武隈川（阿久津橋）、五百川（石筵川合流後）、逢瀬川（馬場川合流前・幕ノ内橋上流・阿武隈川合流前）、大滝根川（阿武隈川合流前）、谷田川（谷田川橋）</p>		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	全地点で環境基準値以下 (令和4(2022)年度)	全地点で環境基準値以下 (令和4(2022)年度)	◎
	<p>市内の河川毎の BOD 測定値は、長期的には年々低下し、ここ数年はほぼ横ばいとなっています。今後も市内の河川の水質汚濁状況を監視するために、定期的な調査に取り組んでいきます。</p>		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
4-③	ダイオキシン類環境基準達成率	環境基準値以下 (令和2(2020)年度)	環境基準値以下 (令和7(2025)年度)
	<p>大気、河川の水質、河川の底質、地下水、土壌におけるダイオキシン類の環境基準達成状況とします。</p>		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	環境基準値以下 (令和4(2022)年度)	環境基準値以下 (令和4(2022)年度)	◎
	<p>既に目標年度における目標を達成しているが、今後もダイオキシン類を排出する可能性がある廃棄物焼却等を設置する工場及び事業場へ対しての指導及び監督に取り組んでいくとともに、環境中のダイオキシン類の状況について調査を実施していきます。</p>		

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みれば、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

第2章 施策の展開

取り組みの 柱5

環境を思いやる人がたくさんいるまちづくり 【環境意識の啓発】

5-1 環境教育・環境学習の推進

5-1-1 環境教育の充実と普及

(1) 保育所や学校などにおける環境教育の推進

- ① 市内の小学5年生向け副読本「郡山市のかんきょう」を発行し、学校や家庭での環境学習を促進しました。
- ② 全学校において、環境教育全体計画を作成し、計画に基づき各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、環境保全や環境問題に係る指導を展開しています。
また、平成23（2011）年度から実施している森林環境学習事業についても、各学校の計画において各教科の授業や総合的な学習の時間の授業等で、児童生徒が森林環境への興味・関心を高める学習を、学校の実態に応じて教育課程に適宜位置付けて実施しています。
- ③ 地球温暖化防止のための「ふくしまゼロカーボン宣言」事業については、全学校に参加を呼びかけており、環境教育に対する意識が高まっています。

(2) 市民向けの環境学習講座の開催

- ① 市民が市政に関する理解を深め、市民の学習機会の拡充を図ることを目的として、市民などで構成する団体からの要望に基づき、市職員が講師として出向き専門知識を生かした講座を行いました。
(環境の分野に関するもの)

講座名	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
未来のエネルギーを知ろう！ ～水素社会がやってくる～	7回	224人	5回	131人
できることからはじめよう！ ～家庭からの排水をきれいに～	0回	0人	0回	0人
ストップ地球温暖化 ～クールチョイス～	10回	242人	4回	179人
わたしたちとごみ	10回	242人	3回	112人

- ② 各地区地域公民館における各種事業(学級・講座)において、子供たちに対する環境学習の場の提供や星空観察を通じた地域の環境保護を目的とした事業を実施しました。

5-1-2 環境学習の場の提供

(1) 自然とふれあう体験学習の推進

- ① 市民の生物多様性の保全に対する意識を高めるため、福島県主催のせせらぎスクール指導者養成講座について連携しました。

参加人数：23人

- ② 「平成記念郡山こどものもり公園」の豊かな自然を活かした自然観察会及び体験学習会を実施し、市民や子ども達の自然環境の保護に対する意識高揚を図りました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
こどものもり自然観察会（対象：一般）	4回	4回
もりのこクラブ体験学習（対象：小学生）	6回	6回

- ③ 明るいまちづくり推進事業の一環として、花いっぱいコンクールに参加することにより、植物を育てることを通して、児童、生徒の自然への理解を深めました。

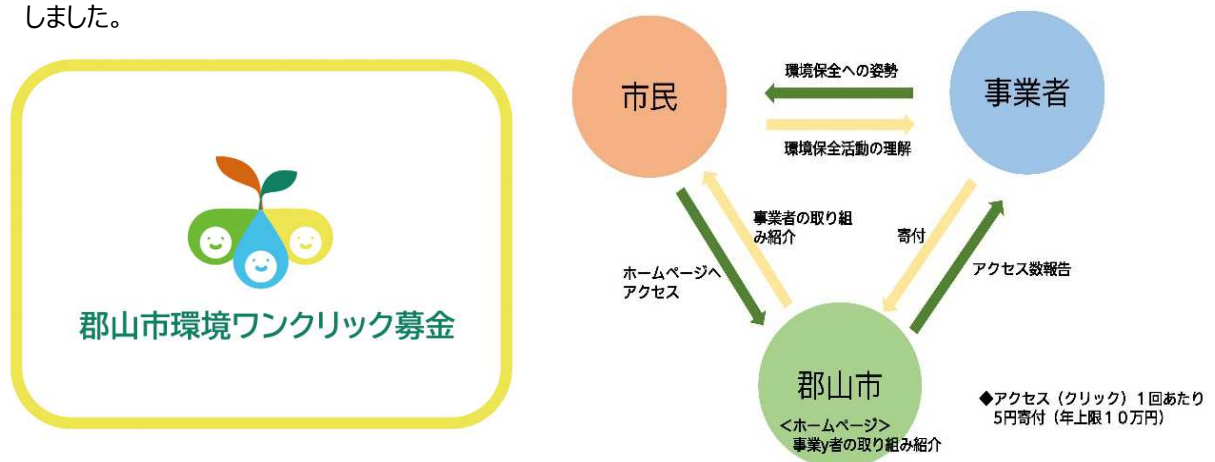
	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
参加団体数	214団体	249団体

5-2 環境保全活動への支援

5-2-1 環境情報の発信

(1) 環境情報の収集・発信と内容の充実

- ① 市ウェブサイト等により、脱炭素化に繋がる行動をまとめた「ゼロカーボンアクション 30」及び二酸化炭素排出量を把握できる「環境家計簿アプリ」について周知啓発を行いました。
- ② 市民、事業者、行政が一体的に取り組む気候変動対策として「郡山市環境ワンクリック募金」を開始しました。



環境ワンクリック募金

5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり

(1) 環境に関するイベント等での啓発活動の充実

市民の環境問題に対する意識啓発を目的として、環境に関するイベントを実施しました。

- ① エコドライブは安全運転にもつながることから、春、夏、秋、年末年始の交通安全運動期間中に配布する啓発チラシに「エコドライブと安全運転」に関する内容を掲載し配布しました。
- ② 消費生活センター出前講座にて、エシカル消費をテーマとする講座を1回実施しました。
- ③ 気候変動対策を推進するため、福島県主催の「ふくしまゼロカーボンDAY！」及び地元ショッピングセンターのイベントにおいてブースを出展し、普及啓発活動を行いました。

(2) 郡山市次世代エネルギーパークを核とした環境学習拠点の整備・充実

- ① 市民の脱炭素化に向けた行動変容を促すため、富久山クリーンセンター内に体感型環境学習施設を整備しました。
- ② 郡山市次世代エネルギーパークのパンフレットを作成し、各施設窓口へ配置及び環境学習講座の参加者等へ配布しました。

(3) ICTを活用した新しい生活様式における学習機会の創出

- ① 気候変動対策や市内の再生可能エネルギー施設をテーマとした動画や環境に関する講演等について郡山市公式 YouTube にて公開し、啓発を行いました。
- ② 市民、事業者、行政が一体的に取り組む気候変動対策として、「郡山市環境ワンクリック募金」を開始しました。

5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成

(1) パートナーシップによる環境保全活動の推進

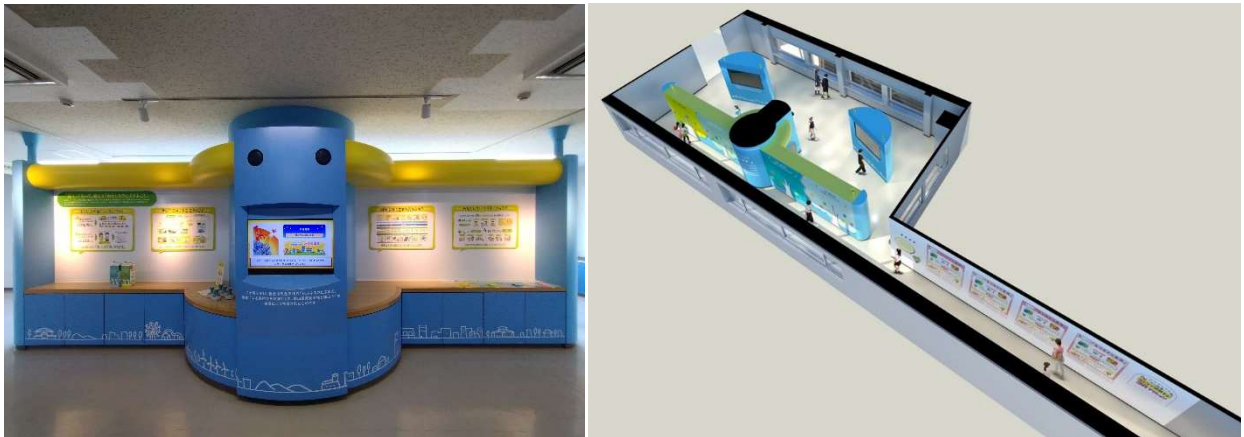
- ① 市民活動の一層の普及を図り、協働のまちづくりを推進するため、以下の事業を実施しました。

- ・ まちづくりハーモニー賞

地域の特性を活かした創造性豊かな地域づくり等に先導的・先進的な役割を果たしたと認められる市民又は団体等を顕彰しました。

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
受賞団体数	13 団体・個人 (うち環境保全活動に関するもの 2 団体)	10 団体・個人 (うち環境保全活動に関するもの 3 団体)

- ② 福島県地球温暖化防止活動推進センターと協働し、出前講座を開催しました（5回）。
- ③ 市民、事業者、行政が一体的に取り組む気候変動対策として、「郡山市環境ワンクリック募金」を開始しました。
- ④ 市内 27 河川 1 湖（およそ 35 万㎡）を対象に、河川愛護団体 64 団体による美化活動を実施しました。
- ⑤ 公園愛護協力会に対し、公園・緑地の管理面積に応じた報償金を支給するとともに、ゴミ袋の配付や、作業に必要な物品の貸出しなどを行いました。
213 団体、報償金 4,833 千円
- ⑥ ハタチのつどいの実施に際し、企画の段階から、環境に配慮したイベント開催を視野に入れて内容の検討を行い、イベントにかかる電力にグリーン電力を使用するなど環境に配慮した事業を実施しました。
 - ・ グリーン電力の使用：バイオマス発電 1,000kWh 分
- ⑦ 郡山信用金庫（信金中央金庫）と協働し、富久山クリーンセンター内に体感型環境学習施設を整備しました。



体感型環境学習施設

環境指標の達成状況

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
5-①	環境に関する出前講座実施回数	21回 (令和2(2020)年度)	40回 (令和7(2025)年度)
	本市が実施する環境に関する出前講座の実施回数。出前講座を通じて、子どもから大人まで多くの市民に環境意識の高揚を図ります。目標値は、現況値の約2倍とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	12回	40回	△
	環境に関する出前講座実施回数は、基準年と比較して減少しており、その要因として新型コロナウイルス感染症による影響が考えられます。今後においては、こおりやま地球温暖化防止活動推進センターとの連携やイベント等において出前講座の周知を行うことにより実施回数の増加を図るとともに、出前講座を通じて市民の環境意識の醸成を図ります。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
5-②	環境啓発動画掲載数（累計）	8本 (令和2(2020)年度)	20本 (令和7(2025)年度)
	本市公式 YouTube チャンネルに掲載する環境啓発動画数。脱炭素普及啓発動画や再生可能エネルギー施設紹介動画、環境に関わる各種講演などを web 上に公開し、環境意識の高揚を図ります。目標値は、現況値の2.5倍とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	15本	20本	○
	本市公式 YouTube チャンネルへの環境啓発動画掲載数は、順調に目標値に近づいています。今後においても、環境啓発動画等を web 上に公開し、更なる環境意識の醸成を図ります。		

No.	環境指標	計画策定時点	目標値
5-③	他団体等と連携した環境活動の取り組み数	7件 (令和2(2020)年度)	20件 (令和7(2025)年度)
	本市と協定を締結している団体や研究機関等と連携して実施した環境活動の実施数。本市が共催、後援等を行ったイベントや連携して実施した活動など、パートナーシップによる環境保全に係る活動を推進します。目標値は、現況値の約3倍とします。		
指標の達成状況	実績値	当該年度における目標値	評価
	41件	20件	◎
	他団体等と連携した環境活動の取り組み数は、基準年と比較して増加傾向にあります。今後においても、協定を締結している団体等と連携し、パートナーシップによる環境保全に係る活動を推進します。		

◎	目標年度における目標をすでに上回っている	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要
○	このまま取り組みは、目標達成の可能性が高い	×	このままでは、目標達成の可能性が低い

原子力災害からの環境回復

1 郡山市の除染に関する取り組み

(1) 除染に伴い発生した土壌等の保管

中間貯蔵施設に搬入するまでの間、除去土壌等の一時保管場所は次のとおりとし、保管に当たっては、国の「除染関係ガイドライン」等に基づき安全に管理しました。

- ・ 道路、側溝等：その地域にある公園・スポーツ広場等の市有地、仮置場
- ・ 住宅等：宅地内、仮置場

(2) 除去土壌等の搬出及び輸送

市内各所に保管されている除去土壌等を、環境省が行う中間貯蔵施設への輸送の拠点である積込場へ搬出し、その後、積込場に集積された除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送しました。（搬出量及び輸送量（ m^3 ）：フレキシブルコンテナ1袋の体積を 1m^3 として換算した数値。）

【除去土壌等の搬出量】

年度	施設名	搬出量
令和2（2020）年度	逢瀬町多田野地内（10-1工区）外	48,117 m^3
	熱海町熱海一丁目地内（10-3工区）外	95,009 m^3
	堀口浄水場 外5施設	6,772 m^3
	星ヶ丘病院 外2施設	4,528.5 m^3
令和3（2021）年度	桑野二丁目 外地内	173 m^3
	尚志高等学校	205 m^3
令和4（2022）年度	山根町 外地内	1,089 m^3

【除去土壌等の輸送量】

年度	輸送量
平成27（2015）年度	1,610 m^3
平成28（2016）年度	6,949 m^3
平成29（2017）年度	54,809 m^3
平成30（2018）年度	135,044 m^3
令和元（2019）年度	250,883 m^3
令和2（2020）年度	268,742 m^3
令和3（2021）年度	197,065 m^3
令和4（2022）年度	1,844 m^3
計	916,946 m^3

2 郡山市の放射線に関する取り組み

(1) サーベイメータの貸出し

市民自らが市内の身近な場所の放射線量を確認し、不安解消や健康管理につなげることを目的として、サーベイメータを貸し出しました。

【貸出実績】

	町内会向け配備数	市民向け貸出数
令和2（2020）年度	87台	60台
令和3（2021）年度	26台	51台
令和4（2022）年度	16台	48台

(2) 市内空間放射線量の推移

測定場所	平成23（2011）年	令和5（2023）年	減少割合
	3月29日	3月29日	
郡山合同庁舎	2.59 μ Sv/h	0.07 μ Sv/h	97.3 %
郡山市役所	2.57 μ Sv/h	0.11 μ Sv/h	95.7 %
福島県農業総合センター	2.78 μ Sv/h	0.10 μ Sv/h	96.4 %
逢瀬行政センター	1.10 μ Sv/h	0.07 μ Sv/h	93.6 %

(3) 市内空間放射線量の見える化

本庁舎1階の除染情報ステーションで市内の空間放射線量を確認できます。



本庁舎内にある除染情報ステーション

第3章 環境施策等に対する意見

令和4(2022)年度郡山市の環境施策等に対する意見について

「郡山市第四次環境基本計画」における各種事業や施策の進捗状況等に対する郡山市環境審議会委員からの意見については、以下のとおりです。

○郡山市環境審議会

令和5(2023)年11月20日

○郡山市環境審議会委員からの意見

(1) ごみの分別について

- ・ 県内の小・中・高校で環境教育を行っているが、ごみの分別方法が分からない子どもや親が多い。事業系ごみを一般のごみ集積所に出す事業者も多く、ごみの出し方について一般市民の目線で具体的な周知が必要である。

(2) 再生利用率について

- ・ 取り組みの柱2「資源が循環する持続可能なまちづくり」の環境指標である「再生利用率」が低いことについて、スーパー等の店舗で実施している資源回収に出す市民が多く、行政による資源回収や分別回収が減少している状況を評価結果に対する理由に記載すべきである。
- ・ 再生利用率については、今まで取り組んできたことでは目標達成はできないので、今後の取り組みは、かなりの努力が必要と思われる。

(3) 温室効果ガス排出量について

- ・ 温室効果ガス排出量について、2015年から2020年までの5年間で16%程減少しており、仮にこのペースで減少していけば削減目標の近くに辿り着くと言える。しかし、この間家庭部門は人口が1%程減少しており、人口減少率に比して家庭での温室効果ガス排出量の削減はかなり進んでいるため、今後約10年をこのペースで減少し続けるとは考えづらい。
- ・ 産業部門は工場の立地状況で排出量がだいたい決まってしまうので、排出量の割合が一番大きい運輸部門において、「郡山市気候変動対策総合戦略」にある取り組みを行うことにより、排出量をどれくらい削減できるか数値が示せると良い。
- ・ 環境性能の高い大型トラックを購入する事業者を対象にした補助制度を設けていただきたい。

郡山市環境審議会委員名簿

(令和5年11月1日現在)

No.	役職	氏名	区分	備考
1	会長	ナンバ ケンジ 難波 謙二	学識経験者	福島大学 共生システム理工学類 教授
2	副会長	アイダ クニコ 會田 久仁子	学識経験者	郡山女子大学短期大学部 教授
3	委員	イチオカ アヤコ 市岡 綾子	学識経験者	日本大学工学部 専任講師
4	委員	オオタ ヒロシ 太田 弘志	行政機関	福島県農業総合センター 生産環境部長
5	委員	オオツキ レイコ 大槻 礼子	学識経験者	郡山商工会議所女性会 会長
6	委員	オノ ヨウコ 小野 容子	市民	公募委員
7	委員	カンノ チエコ 菅野 千恵子	学識経験者	日本化学工業株式会社 福島第一工場 事務課長
8	委員	ゴミ ケイ 五味 馨	学識経験者	国立研究開発法人国立環境研究所 福島地域協働研究拠点 地域環境創生研究室 室長
9	委員	サクマ ユタカ 佐久間 裕	学識経験者	株式会社福島民報社 郡山本社 報道部長
10	委員	スズキ ユウスケ 鈴木 祐介	学識経験者	福島民友新聞社 郡山総支社 報道部長
11	委員	ソエタ ゆかり 添田 ゆかり	市民	公募委員
12	委員	ハンモト タケン 橋本 健	学識経験者	福島県自動車販売店協会 福島トヨペット株式会社 代表取締役専務
13	委員	フルタニ ヒロヒデ 古谷 博秀	学識経験者	国立研究開発法人産業技術総合研究所 研究戦略企画部次長 福島再生可能エネルギー研究所 所長代理
14	委員	ユアサ ヒロオ 湯浅 大郎	学識経験者	公益財団法人日本野鳥の会 郡山支部 支部長 公益財団法人湯浅報恩会 理事長
15	委員	ワタナベ ノリコ 渡辺 則子	学識経験者	株式会社福島放送 総務局広報室長

(敬称略、委員は50音順)

(1) 郡山市環境基本条例

平成 10 年 6 月 26 日

郡山市条例第 46 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等(第 8 条・第 9 条)

第 3 章 環境の保全及び創造のための基本的施策(第 10 条—第 25 条)

附則

わたくしたちの先人は、安積疏水を開さくすることで、猪苗代湖の水を安積平野に行き渡らせ、この大地を開拓し、本市発展の礎を築いた。わたくしたちは、これら先人の歴史的遺産を受け継ぐとともに、豊かな自然の恵みを受けて生活を営み、産業を興し、伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年、都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型・生活型公害、廃棄物の増大などの問題が顕在化してきた。また、自然の復元力を超えるまでに拡大しつつある人間の活動は、地域の環境にとどまらず、自然の生態系に影響を及ぼし、さらには、地球の環境を脅かすまでに至っている。

わたくしたちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利とともに、この環境を保全し、さらにより良い環境とし、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

わたくしたちは、人類が自然の生態系の一部であり、地球の環境は有限でかけがえのないものであることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市民の意見を尊重して、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念の通り、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性を確保するとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が共生できる良好な環境を確保すること。
- (3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的遺産の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造のため、市、事業者及び市民が相互に協力し合える社会を形成すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、郡山市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための公共的施設の適正な整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設等の適切な利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全及び創造)

第16条 市は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水環境の保全及び創造)

第17条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第18条 市は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第 19 条 市は、関係機関等と協力して、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、第 19 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究を実施するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民との緊密な連携の下に、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

(2) 郡山市環境審議会条例

平成7年6月28日

郡山市条例第27号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について調査及び審議するため、郡山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市の区域内に住所を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成7年8月28日から施行する。

附 則(平成15年郡山市条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年郡山市条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成31年郡山市条例第9号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年郡山市条例第56号)抄
(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和5（2023）年度版 郡山市の環境

令和6（2024）年3月

発行：郡山市環境部環境政策課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL：024-924-2731 FAX：024-935-6790